
益城町文化会館使用料に関する審議結果
答申

令和3年2月
益城町使用料等審議会

— 目 次 —

1. 審議の対象とする使用料等.....	1
① 本答申における「使用料・手数料」の定義.....	1
② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等.....	1
2. 本審議会における検討の方針.....	2
① 益城町中期財政見通し.....	2
② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針.....	3
3. 答申.....	4
4. 審議を通しての審議会の所見.....	5

1. 審議の対象とする使用料等

① 本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第225条第1項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第227条第1項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法

(使用料)

第二百五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

② 本答申において審議の対象とする使用料

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、必要に応じ別途審議会を開催し審議を行う）。

(使用料)

	担当課	料金種別
1	生涯学習課	益城町文化会館使用料

2. 本審議会における検討の方針

本審議会では以下の益城町中期財政見通しと使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

①益城町中期財政見通し

益城町中期財政見通し
(R2.9月作成)

一般会計をベースに令和元年度決算を基に試算

【歳入】

(単位：百万円)

区分	R元 決算額	R2 見込額	R3 見込額	R4 見込額	R5 見込額	R6 見込額	R7 見込額	R8 見込額
町税、地方交付税等 (臨財債含む)	8,846	9,276	9,208	9,366	9,473	9,711	10,176	10,429
町債(臨財債除く)	11,405	8,407	3,692	3,629	1,406	766	229	60
国庫支出金等、 その他	28,242	19,345	5,646	4,658	5,174	4,375	4,073	3,919
歳入合計 A	48,493	37,028	18,546	17,653	16,053	14,852	14,478	14,408

【歳出】

区分	R元 決算額	R2 見込額	R3 見込額	R4 見込額	R5 見込額	R6 見込額	R7 見込額	R8 見込額	
義務的 経費	人件費	2,379	2,466	2,462	2,333	2,357	2,244	2,228	2,131
	扶助費	1,724	1,751	1,780	1,808	1,837	1,866	1,896	1,927
	公債費	941	1,438	1,874	2,052	2,175	2,461	3,020	3,383
	うち地震分	58	590	881	1,016	1,273	1,662	2,288	2,706
投資的経費	34,482	19,604	6,017	4,875	3,250	1,735	826	423	
うち地震分	32,582	18,123	5,424	4,596	2,126	1,308	434	108	
その他の経費	7,265	11,588	7,388	7,336	7,221	7,041	6,807	6,736	
歳出合計 B	46,791	36,847	19,521	18,404	16,839	15,347	14,777	14,599	

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
財源不足額 (A-B) C	1,702	181	▲975	▲751	▲786	▲495	▲299	▲191

【試算結果を踏まえて】

- 災害公営の住宅整備完了、復旧事業については、役場庁舎・複合施設が残る。
- 熊本地震関連の償還が本格化する令和2年度以降、公債費が増加。
- 町税の増により財源不足額は前回試算よりも減少傾向にあるものの、R3年度以降の財源不足への対策として、事務事業の見直しによる歳出削減や財政調整用基金を充当する。
- 財源不足を解消するため、事務事業の徹底した見直し及び効率的な予算の執行等に取り組みとともに、負担金や使用料等の見直し等更なる収支改善に向けた対策を実施し、引き続き国・県に対して財政支援を要望していくこととしている。

② 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

上記の財政見通しの内容を踏まえつつ、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針に則った以下の4つの方針を基本的な視点とし審議を行った。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

3. 答申

以上のような審議を踏まえ、当審議会としては、審議対象となっている益城町文化会館の使用料について、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

[益城町文化会館使用料]

料金案については適当と判断する。

料金案

区 分			使用料(円)						冷暖房 使用料
			午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	9:00 ~	13:00 ~	9:00 ~	
ホール	利用者が 入場料を 徴収しない 場合	平日	7,700	10,300	12,400	18,000	22,700	30,400	(1時間につき) 冷房 4,400 暖房 3,400
		土、日曜日及び休日	9,400	12,600	15,100	22,000	27,700	37,100	
	利用者が 入場料を 徴収する 場合	平日	17,000	22,600	28,000	39,600	50,600	67,600	
		土、日曜日及び休日	20,700	27,600	34,000	48,300	61,600	82,300	
	ステージ		2,700	3,600	4,300	6,300	7,900	10,600	
その他	第1練習室	時間区分	1,700	2,300	2,700	4,000	5,000	6,700	(1時間につき) 冷房 700 暖房 500
		1時間	600	600	700				
	第2練習室	時間区分	1,200	1,700	2,400	2,900	4,100	5,300	
		1時間	450	450	650				
	第3練習室	時間区分	800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000	
		1時間	300	300	350				
	リハーサル室(1)	時間区分	800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000	
		1時間	300	300	350				
	リハーサル室(2)	時間区分	800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000	
		1時間	300	300	350				
控室(1)		800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000		
控室(2)		800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000		
附属設備等			町長が定める額						

附帯意見

1) 「ブルームの会」会員へのイベント等を積極的に実施すること

会員制については、何らかのメリット（特典）があれば会員も増え、母体を支える事につながる。

さらには会員制の利活用として、イベントの計画につなげて行くこと。

2) 文化会館再開イベントの充実を図るとともに、町主催行事(式典)については、積極的に文化会館を活用すること

再開イベントの充実を図り、多くの町民に参加してもらえるよう各種媒体を活用して、広報活動を実施すること。

町主催行事については、今まで以上に文化会館を利用し、町民が足を運ぶ回数を増やすこと。

3) 文化会館の様々な活用例を広く積極的に発信すること

文化会館ホール、練習室等の様々な活用方法を、解りやすく町民に発信し、文化行事以外での利用促進につなげ、稼働率上昇に努めること。

4. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

文化会館については、町も、民間のノウハウを持っている指定管理者と協力しながら、魅力ある文化会館となるよう努めてもらいたい。

以上の点について取り組み、今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、より質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。